

## ご入会方法

専用の申込書にご記入の上、年会費30,000円を添え、**豊田コースフロントへお申込みください。**

インターネットからのお申し込みはできません。

※ ご入会の際は、免許証のご提示が必要です。

**チェックイン前にご入会頂くと即日会員様料金でプレーができます。**

平成 年 月 日

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース

# グリーン会員 申込書

ご入会者  
免許証のコピー

裏面のり付け

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース 御中

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コースグリーン会員として会則等承認の上、  
年会費30,000円を添えて入会を申し込み致します。

※ 太枠内にご本人様が明確にご記入ください。

|       |                  |     |
|-------|------------------|-----|
| フリガナ  |                  | 性別  |
| 氏名    |                  | 男・女 |
| 生年月日  | 大・昭・平 年 月 日 ( 歳) |     |
| 自宅住所  | 〒 -              |     |
|       |                  |     |
| 自宅TEL |                  |     |
| 自宅FAX |                  |     |
| 携帯TEL |                  |     |

以下ゴルフ場記入欄

|       |             |     |
|-------|-------------|-----|
| 入会日   | 年 月 日       | 担当者 |
| 登録日   | 年 月 日       |     |
| 有効期間  | 年 月から 1年間有効 |     |
| 会員No. |             |     |

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 受付日 / | 現金・クレジット・ロッカーキー ( ) ・プレー中・次回来場 / |
|-------|----------------------------------|

# ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース グリーン会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース「グリーン会」と称する

### (目的)

第2条 グリーン会は、ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース(以下「ゴルフ場」という。)の施設利用を通じて、健全なゴルフの普及と向上に努めると共に、グリーン会会員(以下「会員」という。)相互の親睦を図ることを目的とする。

### (運営)

第3条 グリーン会の運営は、すべてゴルフ場で行う。

### (解散)

第4条 グリーン会は、ゴルフ場の都合により解散することができる。  
この場合、会員は解散に対して異議を申し立てることはできない。

### (会則の改定)

第5条 グリーン会会則の改定は、ゴルフ場で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

### (細則)

第6条 グリーン会会則に定めのない事項については、必要に応じてゴルフ場がこれを定めるものとする。

## 第2章 会員

### (特典)

第7条 会員は、ゴルフ場が定める会員優待料金にてプレーができるもので、ゴルフ場の経営、優先的プレー権等、いわゆるメンバーコースにおける権利を有しない。

### (入会手続)

第8条 グリーン会に入会しようとする者は、所定の入会手続を行い、ゴルフ場の承認通知後一週間以内に年会費の払い込みを完了しなければならない。

### (種類と有効期限)

第9条 会員の種類は年次会員で有効期限は、入会承認書に記載されている入会月から1年間とする。

### (年会費)

第10条 年会費はゴルフ場の定める金額とし、入会時又は更新時に全額を納入する。  
年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

### (有効期限の更新)

第11条 有効期限の満了前に次年度分の年会費を納入した場合は、有効期限が1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### (資格の喪失)

第12条 会員は、次の事由が生じたときは、その会員の資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 会員が除名されたとき。
- (4) 所定の手続を行わずに、有効期限が満了したとき。
- (5) ゴルフ場がグリーン会を解散したとき。
- (6) ゴルフ倶楽部大樹豊田コース利用約款第4条及び第5条に抵触したとき。

### (会員証)

第13条 会員は、ゴルフ場が会員に対し会員証の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

### (会員証の有効範囲)

第14条 会員証1枚につき会員本人のみ有効とする。他人への貸与、譲渡はできない。

### (会員証の再発行)

第15条 会員証を紛失した場合、ゴルフ場所定の手続きで再発行することができる。ただし紛失時の残金は返還しない。

### (住所変更等の届出)

第16条 会員が、住所・氏名等の届出内容を変更した場合は、速やかにゴルフ場にその旨を届けなければならない。

### (義務)

第17条 会員は、次の義務を負う。

- (1) ゴルフ場利用約款、グリーン会会則、エチケット・マナー等を遵守すること。
- (2) グリーン会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。
- (3) 会員相互の友好を心がけ、他の会員及びプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。

### (再入会)

第18条 本会則の第12条(1)または(4)に該当する場合に限り、退会日より6カ月を経過後再入会することができる。

平成21年2月24日 改定

ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース